

保土ヶ谷高校シックスクール裁判

—安全な学習環境を実現するために公正な判決を—

横浜地方裁判所 第7民事部合議係 御中

2005年5月3日、神奈川県立保土ヶ谷高校で、屋上防水工事で使用されていた揮発性有機溶剤が、老朽化した校舎の天井を通り抜けて放散され、全校生徒660名中、308名もの大勢の生徒が有機溶剤を吸い込み体調不良を訴える事件が新聞やNHKニュースで報道されました。県議会でも、すでに2005年3月3日の文教常任委員会で議論され、問題となっていました。

この事故は、前年の2004年9月に保土ヶ谷高校で防水工事が行われた時点から異臭がしていたのですが、実は、防水工事現場の直下の教室で授業をしていた芸術科の教師達が約半年間、有機溶剤が放散する環境下で働くことを余儀なくされていました。この教師達は、生徒達を有毒物質から守るために、学校、工事業者、教育委員会、知事に対して何度も調査改善を求めてきましたが、上記のような大事故に繋がるまで抜本的な対応がなされませんでした。

2010年3月30日、上記教師のうちの一人が、学校の安全配慮すべき義務に問題があったとして、裁判を提起いたしました。

原告となった上記の教師、またその支援をする私たちの望みは、何よりも生徒達の学習環境の安全を守ることです。使用有機溶剤の危険性の調査もせず、その危険性を連絡する事もなく安全であると言い続け、教師達、生徒達を有毒物質に半年間以上もの間さらさせてきた責任は重く、このような事は二度とあってはなりません。

そのためにも、この裁判できちんと責任を明確にする必要があります。

裁判所にあられましては、上記の趣旨を踏まえ正義に則った公正かつ適正な判決をお願いいたします。

氏名	住所

<取り扱い団体> 保土ヶ谷高校シックスクール裁判を支援する会

<署名送付先> 〒211-0004 川崎市中原区新丸子東2-895 武蔵小杉A Tビル505号室

武蔵小杉合同法律事務所

<署名集約> 第1次集約 9月末